

お知らせ

平成27年分所得の申告相談は

2月15日(月)から3月15日(火)まで

所得税の申告

確定申告が必要な人

- 事業を行っている人や、給与所得者で次に該当する人は、確定申告が必要です。
 - 農業、商業、工業、漁業など事業を営んでいる人
 - 地代や家賃収入、不動産や株式売却などの所得がある人
 - 生命保険や損害保険の満期、解約などで一時金を受け取った人
 - 給与の年収が2千万円を超える人
 - 1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - 日給などで働いている人や給与の支払いを2カ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

確定申告により

税の還付が受けられる人

- 給与所得者で確定申告をする必要がない場合でも、次に該当する人は申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
 - 住宅借入金などで家屋を新築、購入、増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける場合（年末調整をしていない）

人)

- 災害や盗難などで住宅や家財などの資産が受けた損害について、雑損控除を受ける場合
- 病気や怪我などで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職、退社し、年末調整を受けていない場合
- 地方公共団体などの特定団体へ寄附として寄附金控除を受ける場合 など

市・県民税の申告

平成28年1月1日現在、市内に住所がある人で、次に該当する人は3月15日(火)までに平成27年中の所得を申告してください。平成27年中の所得がない場合も含みます。

ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

①給与所得者で、次に該当する人

- 給与所得のほか配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があった人（給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります）

- 社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受けようとする人
- 源泉徴収票に記載された各種所得控除と異なる控除（扶養控除など）を受けようとする人

②①に該当しない人で、次に該当する人（収入がなくても必ず申告してください）

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
- 市営住宅に入居している人
- 国民年金の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける人
- 所得・課税（非課税）証明書の交付が必要な人
- 市外扶養者の被扶養者となっている人

申告に必要なもの

- 税務署から郵送されてきた申告書、はがきなど
 - 印鑑（所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要）
 - 本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- 所得金額が分かるもの**
- 給与、退職所得、公的年金などの源泉徴収票の原本、報酬、保険満期などの支払調書の原本

所得控除金額などが分かるもの

- 生命保険料、介護医療保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）、個人年金保険料証明書、国民年金支払証明書
- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書
- 医療費領収書（医療費の合計額から保険会社や高額医療などの補填金額を差し引いた金額を計算しておいてください）
- 住宅借入金等特別控除関係書類（売買契約書の写し、登記事項証明書、年末残高証明書、住民票など）
- 障がい者控除を申請する人は、身体障がい者手帳などの提示が必要です。また、要介護4、5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所が発行される認定証明書が必要です。

家族の代理で申告する場合は、その人の申告に必要な資料をお持ちください。所得税が非課税で市・県民税の申告のみの方は、簡易申告書で申告してください。

税務署からのお知らせ

確定申告はお早めに

所得税および復興特別所得税

観音寺税務署では、次のとおり所得税および復興特別所得税の確定申告相談、申告書の受け付けを行います。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)
※土・日は行いません。ただし、郵送または時間外収受箱への投函により、申請書を提出することはできません。

受付時間 午前8時30分～午後4時
注意事項

申告書作成の際には「復興特別所得税額」欄の記入漏れがないよう、ご注意ください。

消費税および地方消費税

個人事業者の平成27年分の消費税および地方消費税の申告と納税は**3月31日(木)まで**です。

納税の際には、金融機関や税務署に行かなくても自動的に納税ができる振替納税が便利です。ぜひ、ご利用ください。

| | |
|--------------------|----------|
| 所得税および復興特別所得税 | 4月20日(水) |
| 消費税および地方消費税(個人事業者) | 4月25日(月) |

贈与税の税率などが変わりました

平成27年1月から、次の2点が変更になっています。

① 父母や祖父母などからの贈与により財産を取得した20歳以上の人は、税額を計算する際に「特例税率」を適用します。

② 適用対象者の範囲が拡大されました。

- 贈与者**
- 平成27年1月1日において60歳以上の父母または祖父母
- 受贈者**
- 平成27年1月1日において20歳以上の贈与者のおよび孫
- 平成27年分の贈与税の申告と納税の期限は、2月1日(月)～3月15日(火)です。

「にせ税理士」にご用心!

税理士または税理士法人の資格を持たない人が税務書類の作成や税務相談を行う、いわゆる「にせ税理士」にご注意ください。

にせ税理士行為は、税理士法に違反します。このような行為を見つけたときは、観音寺税務署までご連絡ください。

▼問い合わせ
観音寺税務署 ☎25・2196